

# 土庄町農業委員会会議録

令和5年2月20日

## 出席委員

岡本 孝幸	中黒 哲也	森田 嗣洋	平岡 久義	三村 康
佐伯 孝夫	下地 芳文	田中 保久	森 和志	石井 正樹
榎木 通廣	中野 博喜	小畑 良弘		

## 欠席委員

## 事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 3F 会議室 (防災対策室)

(議 長)

ただいまから、2月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、三村委員、佐伯委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号第1番について、担当の私よりご説明いたします。

(議 長)

申請番号1番についてご説明いたします。申請者は以前より熱心に畜産を営まれております。申請地は昔、稲作をしておりましたが、今後は牧草を植え使用されるようです。この案件は、香川県農地機構が間に入って手続き等をしております。特に問題ないと思いますので、皆さまご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ただいま私が説明いたしました申請番号1番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第1番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号2番について、担当の石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

申請番号2番についてご説明いたします。申請地は、現在オリーブを植栽しており、現場に行きましたが熱心に管理されておりました。特に問題ないと思いますので、皆さまご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの申請番号2番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(小畑委員)

これは更新ですか。

(議 長)

新規です。この案件も香川県農地機構が間に入っております。

(榎木委員)

借受人の方は、島の方ですか。

(議 長)

鹿島の方です。申請地以外にも米や野菜を耕作されています。

(榎木委員)

今後農地を増やそうとしているのですか。

(議 長)

そうですね。

他に質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第2番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第2号「非農地証明願承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、担当の石井委員よりご説明をお願いいたします。

(石井委員)

議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。現状は山林化しており、耕作不可能な土地に見えました。譲渡人は島外在住で、島内にあった住宅は空き家となっております。特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議 長)

ありがとうございました。説明のありました 1 番の案件について質疑に入りたいと思ひます。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

(森委員)

申請地の 1 筆が住宅地にあるようですが、山林化した場合にこの周りの住宅に迷惑になることはないですか。了解はもらっていますか。

(石井委員)

了解をもらっているかについてですが、聞いておりません。山林化になっても迷惑になるようなことはないと思ひます。

(田中委員)

過去に委員会でこのような場所で非農地証明が承認されなかったことはありますか。

(議 長)

ありません。こういう場所は申請が出ていないだけで探せばたくさんあると思ひます。

(田中委員)

実際はこのような場合が多いと思われまます。

(平岡委員)

農地の1筆に車が放置されていますが、このような申請は良いのか疑問です。

(三村委員)

申請者のものかは分からないが、不法投棄だと思われます。

(議長)

車については、本人のものではないのですか。

(石井委員)

恐らく本人だと思います。他人が捨てるとは思えないです。

(中黒委員)

写真を見た状況ではほとんどが山林化していますが、不法投棄しているものを含めて承認するのはどうなのかなと思います。

(榎木委員)

不法投棄を知った以上どうなのかなと思います。

(田中委員)

この農地の周りは、車が処分できる道はありますか。

(石井委員)

農地横にユニック車はつけられないと思います。道路から引っ張る方法になると思います。

(三村委員)

これは一度調べる必要があると思います。車の所有者等を調べる必要があると思います。

(議長)

本日の審議については、車の処分を検討する必要があるため一旦保留といたしたいです。

車の処分をしない限り承認は難しいため保留としてよろしいですか。

(中黒委員)

写真を見る限りでは住宅地の中ということもありますし、山林化しているとみなしているのか疑問が残ります。ここであれば少し伐採すれば利用できると思います。

(議長)

申請番号にすべての農地がかかっているため、これについては保留としたいです。車を撤去した後について中黒委員が発言したことについて皆さんはどう考えますか。

(三村委員)

中黒委員はまだまだ使える農地と考えるのですか。

(中黒委員)

周辺の同意をもらっていませんし、ここを山にしてしまうことは本当にいいのか疑問に思います。

(三村委員)

昭和60年頃から山林化になっており、今回承認しなくてもこの方は島外にいるため今後どこかで山林化の申請は出てくると思います。

(田中委員)

委員会としては廃車があることを知ったため承認するのは難しいと考えます。

(議 長)

それでは本日は一旦この案件については、車の放棄がみられるため保留といたします。

事務局から司法書士を通じて車の所有者や廃棄について確認をお願いします。

続きまして議案第 3 号「認定農業者の再認定について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、申請番号 4-7 番、4-8 番につきまして質疑がありましたらご発言願います。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号の案件について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 4 号「青年等就農計画認定申請について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第4号につきまして質疑がありましたらご発言願います。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時00分

議事録署名人 議 長 濱中 紀仁

議事録署名人 三村 康

議事録署名人 佐伯 孝夫